

令和元年度

第9回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和元年7月23日（金）
開会13時35分 閉会14時21分

場 所 教育委員室

令和元年度
第9回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第1号議案 教職員の懲戒処分について

第2号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

(2) 報 告

① 県立特別支援学校における事故調査委員会の調査結果について

② 「大分をつなぎ、つむぐキャリアフォーラム」について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	松 田 順 子
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵

事務局	教育次長	檜 崎 信 浩
	教育次長	後 藤 榮 一
	参事監兼教育財務課長	佐 藤 誠一郎
	参事監兼福利課長	阿 部 浩 康
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育人事課長	渡 辺 登
	学校安全・安心支援課長	簗 田 祐 二
	義務教育課長	内 海 真理子
	高校教育課長	久保田 圭 二
	社会教育課長	石 井 利 治
	人権・同和教育課長	永 井 弘
	文化課長	木 下 敬 一
	体育保健課長	加 藤 寛 章
	教育改革・企画課主幹 (総括)	門 野 秀 一
	教育改革・企画課主査	池 邊 大 介

2 傍聴人

2 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(工藤教育長)

ただ今から令和元年度 第9回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、鈴木委員にお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は14時5分を予定しています。よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

次に、会議を公開しないことについてお諮りします。

会議は原則として公開することとなっておりますが、第1号議案は人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案は非公開といたします。

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしく申し上げます。

【議案】

第2号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第2号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(渡辺教育人事課長)

資料6 ページをお開きください。

まず、改正の理由です。「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例」について、現在開会中の県議会第2回定例会に民間労働法制における時間外労働の上限規制等の導入、国や各県との均衡を考慮し、職員の時間外勤務等に関し必要な事項を定める一部改正条例の議案が提案されています。同議案の議決の上は、改正後の規定に基づき、長時間労働の是正に向けた働き方改革を一層推進する観点から、時間外勤務を命ずることができる時間数の上限等に関する規定を設けるものです。

「2 改正内容」ですが、【規則の概要】の②をご覧ください。

時間外勤務の上限は原則1箇月45時間以内、1年360時間以内とします。また、③通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に勤務させる必要がある場合には、1箇月100時間未満、年間720時間未満とし、④大規模な災害等その他避けることのできない事由に対応するため、公務の運営上真にやむを得ない場合には、時間外勤務の上限を設けないこととします。なお、これらの上限時間数は、民間労働法制や国家公務員の場合と同様の時間数としています。

対象となる職員は、「教育職員」とし、教育職員以外の事務職員等については、労働基準法の規定に基づき締結した協定、いわゆる「36協定」に定める時間を上限時間とします。

なお、教育職員について時間外勤務を命ずることができるのは、いわゆる「超勤4項目」に限定されており、今回の上限時間もこの超勤4項目を対象としたものとなります。

施行期日は、令和元年8月1日を予定しています。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(岩崎委員)

超勤4項目の「非常災害」の場合と【規則の概要】「④ 大規模災害」の違いはあるのでしょうか。

(渡辺教育人事課長)

災害対応については、基本的に、【規則の概要】「③ 時間外勤務の上限時間内」で行う必要がありますが、公務の運営上、真にやむを得ずその上限を超えて時間外勤務を命ずることができる規定を【規則の概要】④で定めるものです。

(松田委員)

【規則の概要】①に「時間外勤務を命ずる場合は、職員の健康及び福祉を害しないように考慮すること」との文言がありますが、ここでいう福祉とはどのような意味を指しているのですか。

(渡辺教育人事課長)

職員の通常生活を指しています。

(林委員)

【規則の概要】④に「大規模災害で公務の運営上真にやむを得ない場合」とありますが、例えば学校が避難所になり、子どもたちに対する業務でないことも時間外勤務に該当するのでしょうか。

(法華津教育次長)

基本的には避難所の運営については、各市町村の責務になりますが、状況によっては、教育職員が避難所運営の支援等を行うことがありますので、その場合は時間外勤務に該当することになります。

(高橋委員)

東日本大震災の際に学校現場の方々が過労死したという話を聞いたことがあるのですが、災害時の現場でも避難所となった学校の教職員がその管理をするのでしょうか。

(渡辺教育人事課長)

先程、法華津教育次長が言ったとおり、基本的に避難所の運営については市町村職員が対応しますが、非常事態のため人手が足りない等の状況の際は、教育職員も避難所の運営に関わることがあります。

(高橋委員)

非常事態の際でも学校長等管理職が教育職員の健康状態を十分に注視していた
だくようお願いします。

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について、
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

① 県立特別支援学校における事故調査委員会の調査結果について

(工藤教育長)

次に、報告の①「県立特別支援学校における事故調査委員会の調査結果につい
て」後藤 参事監兼特別支援教育課長から報告いたします。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

資料1 ページ「1 事故の概要等」をご覧ください。

事故は平成28年9月15日、大分県立南石垣支援学校のランチルームで発生
しました。「(4) 事故発生時の状況」にありますように、13時過ぎに給食指導
の担当である担任教諭が、別の生徒を教室に連れていくためにランチルームを離
れた間に、高等部3年生の林郁香はやしふみかさんが倒れ、17日後の10月2日に搬送先
の大分県厚生連鶴見病院で亡くなりました。

「2 事故調査委員会について」をご覧ください。

委員は、医師、弁護士、学識経験者、ご両親からの要望もあり、摂食指導の専
門家を2名として、計5名で構成されました。「(2) これまでの経過」に示して
おりますように、平成28年12月25日に事故調査委員会を立ち上げ、本年7
月11日まで計69回の会議を開催し、延べ51名に聞き取り調査を実施してお
ります。

続いて、報告書の概要についてご説明いたします。資料2 ページをお開きく
ださい。

3の「(2) 検証の概要」の「① 事故に至る原因」の2段落目をご覧ください。

原因としては林さんは口の中いっぱい食べ物を入れたことで、咀嚼（そしやく 噛むこと）ができなくなり、食べ物が口腔や咽頭を塞ぎ、呼吸困難を生じ倒れたと結論付けられました。

「② 事故当日の対応」の検証では、「●林さんの見守り体制」において、「見守る人がいない状況になったことが大きな問題である」とされました。

また、「●林さんが倒れた以降の教職員の動き」として、「呼吸や意識の確認をしなかった」、「胸骨圧迫をしなかった」、「AEDを使用しなかった」、また、当時は養護教諭らが救護に当たっていましたが「管理職が不足を補うような指示をしなかった」ことなどが、「不十分」、「すべきであった」と記載をされています。

資料3ページをお開きください。

今後、このような事故を起こさないためには、「(3) 提言まとめ」にお示しをしていますが、事故調査委員会から「事故の後に文部科学省から発出される指針及び通知を受けて学校がどのように対応しているか検証すること」、「食事中は子どもの側から離れず見守りを徹底すること」、また、「今後、教職に就く者への教育に摂食指導の内容を取り入れることを国へ要望する」などの12項目が示されました。さらには、1年後をめどに、ご両親に提言の取組の進捗を報告するよう同委員会から希望されています。

「(4) おわり」には、「報告書の内容を重く受け止め、緊急対応訓練などを実効性のあるものとなるように見直しや改善を実施してもらいたい」と記載され、「このような事故が起きないようお願い、林郁香さんはやしふみかのご冥福をお祈りする」と結ばれています。

今後、この報告書の内容をしっかりと受け止め、提言を着実に実行に移し、二度とこのような事故を起こさないよう、安全で安心な学校づくりに努めます。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いいたします。

(松田委員)

資料3ページ「(3) 提言まとめ」の7番目の項目「摂食指導の専門家等から個別、具体的なアドバイスを受けること」についてですが、このことは、学校現場に勤務する教職員の方々ないし学校組織における危機管理の上で非常に大事なことだと思えますし、「現場に即した対応」が重要ではないかと思えます。

(高橋委員)

この事件は、林郁香さんはやしふみかが同校に入学するに当たって、あらかじめ親御さんからこういう食べさせ方をしてほしいと言われていたかと思うのですが、その旨を各担当の先生にもレクチャーしていたのですか。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

ご両親からは、食べるものを1～2cm角に刻んでもらいたいという要望が出されており、これが毎年度引き継がれ、そのとおりに対応していました。

(高橋委員)

報告書を読む限りでは、事故発生時にその場に職員がいなかったことが一番大きな原因であり、仮に適切な対応をしていればひょっとしたら助かったかもしれないと思うのですが、その部分と「(3) 提言まとめ」の8番目の項目「ヒヤリハット報告」というものとはどういう関係がありますか。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

「ヒヤリハット報告」とは、南石垣支援学校において、事故には至らなかったものの、その一手手前で危なかった事案を報告する趣旨のもので、その報告が同校では前年度0件だったことを踏まえ、学校組織全体としての危機意識にやや希薄な面があったのではないかというご意見をいただいています。今後は、教職員が「これは大丈夫かな、安全かな」という「ヒヤリハット」の意識を常に持って気を付けなさいという意味合いで示されています。

(高橋委員)

引き続き十分注意して、事故のないようにお願いしたいと思います。

(岩崎委員)

本件事故報告書のもともとの目的は、原因調査と再発防止だったと思いますが、報告書の3「(2) 検証の概要」の「① 事故に至る原因」において、当該生徒の死亡に関しては基本的には有責性が認定されています。そうすると、保護者との関係で個別に解決しなければならない問題も出てくるかと思いますが、いかがですか。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

ご両親は、報告書の内容については満足であるという趣旨を会見の中でおっしゃっていました。ただ、報道等もされておりますけれども、別府警察署にご両親は訴えておりますので、その動きについてはまだ何もないというところです。

(岩崎委員)

県との関係で、ご両親の方とは話し合いをされているのですか。

(工藤教育長)

これからです。

(林委員)

事故調査委員会からの提言を受けて、一年後をめどに県教育委員会がいろいろなことを報告していくと聞いていますが、具体的な再発防止の道筋について、現在の状況を教えてください。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

先ほど松田委員もおっしゃった摂食指導の専門家等からの指導は、事故後すぐに始めています。各特別支援学校に摂食指導の専門家が1校当たり年間9回まで伺えるよう、県教育委員会として旅費や謝金等の諸経費を計上し、各学校において個別に食べ方であるとか、車いすの角度であるとか、食べる物の形状などについてご指導をいただいているところです。

(林委員)

今回の事故は、生徒の見守りが徹底されていなかったことが原因の一つなわけですが、学校の体制的には先生たちの数は整っていると考えてよいですか。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

当日の様子から鑑みれば、ランチルームには別の先生方もいらっしゃったわけですので、そちらへ声を掛けることで十分対応は可能だったのではないかと報告書には書かれています。

(林委員)

そういうことが徹底されていなかったということですね。

(鈴木委員)

私の子どもが通っている小学校では夏休み中の学校プール開放がありまして、その際に保護者が当番で監視員をするので、学期末PTAで必ず消防士の方から救命救急講習を受けるようになっていきます。しかし、その際に教職員の方は一緒に受講しないのですが、実際に教職員の方がどのくらいの割合で救命救急講習を受けているのか、あるいは必ず年に一回は受講しているとか、きちんとした救命救急士のような資格をお持ちの方がいるのかなど、その辺りの状況について、特別支援学校と併せて小・中・高校でもどうなっているか教えていただけますか。

(後藤参事監兼特別支援教育課長)

特別支援学校については、4月の始業式の前に救命救急講習を実施するようにしています。お子さんが来る前にしっかり学んでもらう時間をとっています。それから、プール利用開始の前にAED講習と救助訓練を実施しています。さらに冬季になってからもAED訓練を実施していますので、年に3回は実施をしている状況です。

(簗田学校安全・安心支援課長)

小・中学校においては、年間で約2回の心肺蘇生の研修を県教育委員会（学校安全・安心支援課）主催で行っていきまして、70～80名の先生方が受講しています。管理職であったり、生徒指導担当の先生方が受講しているという状況です。

県立高校においては、平成30年度（8月6日）に開催した研修に28名の教職員が参加をしました。

また、県教育委員会（学校安全・安心支援課）では、学校からの要望があれば教職員研修用として心肺蘇生法研修用機器（ダミー人形等）を貸し出しており、平成30年度には大分雄城台高校、佐伯鶴城高校、竹田高校、大分上野丘高校、日田林工高校への貸出実績があり、当該研修への参加者は教職員のほか生徒を含め1,105名となっています。

（工藤教育長）

これについてはしっかりと対応していきます。

【報 告】

② 「大分をつなぎ、つむぐキャリアフォーラム」について

（工藤教育長）

次に、報告の②「『大分をつなぎ、つむぐキャリアフォーラム』について」久保田 高校教育課長から報告いたします。

（久保田高校教育課長）

資料1の実施要項をご覧ください。

来る8月1日に、ホルトホールをメイン会場として実施いたします本フォーラムは、普通科高校生のキャリア教育を、県内企業の関係者と協働して行うことで、大分の企業の魅力や地方創生に果たす役割を高校生に理解してもらい、10年後に地元大分で働くことを具体的にイメージさせることを目指しています。

普通科の高校生の約7割が県外の大学に進学をしている状況がありますが、そうした生徒たちに、高校生の段階で、大分で働く職業人と出会う場を設定したり、大分で働くことをイメージしてもらったりすることは、地方創生の観点からも大変重要だと考えています。

本年度のキャリアフォーラムは、高校生515名、保護者18名、教員54名の計587名が参加の予定となっています。

プログラムの詳細ですが、まず、「株式会社豊後企画集団」の佐藤^{さとう} 洋^{ひろし} 社長から、自らの経験を振り返りながら、高校時代に考えて欲しいこととして、「43歳になって思うこと」と題して講演をいただきます。

その後、県内企業の20代の若手社員と高校生によるシンポジウムを実施します。今年度は、シンポジストとして、高校生2名にも参加をしてもらうように考

えています。将来に対する期待や不安など、今の高校生の視点を交えることで、参加の高校生が、自分の事として感じられるようにしていきたいと考えています。

また午後は、企業魅力体験として、資料2に記載の25の事業所を訪問し、事業所による説明や体験活動、また、参加事業所からいただいた事前課題について、生徒同士、又は生徒と企業の社員とが討論する機会を設けます。企業が抱える課題の解決策などについても意見を出し合うなどし、コミュニケーション能力を伸ばすことも期待しております。

こうしたプログラムは、学校と企業の連携における一つのロールモデルとして提示しており、本フォーラムを参考にしながら、現在、普通科高校で行っている職業人講話やインターンシップなどが、さらに生徒の主体性を引き出し、充実したものとなるように、支援を続けていきたいと考えています。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いいたします。

(林委員)

515名の普通科の高校生が参加するということですが、全県でどれくらいの地域から参加するのですか。

(久保田高校教育課長)

学校が夏休みの期間中ですので、希望する者は普通科に限らず誰でも参加できますが、実態としては全県下の普通科の生徒がほとんどです。

(林委員)

私も昨年度、本フォーラムに少し参加をさせていただきましたが、最初、生徒たちがどういった予備知識を持って会場に来ているのかがよく分かりませんでした。官公庁に公務員として勤めることと民間企業で働くこととの区別についても生徒たちはよく理解できていなかった印象を受けました。

今回は、どのような職業があって、どういう学部に行ったらどんな進路につながるのか、といった事前学習のようなものは行っていますか。

(久保田高校教育課長)

各学校においてはキャリア教育の一環として、入学以降、平素から大学選択に向けた進路学習を行っています。併せて、どんな職業があるのかということを一般的な知識としては学ぶようになっています。

しかし、本フォーラムについては、その知識を更に深めてもらうことを目的に実施するもので、生徒から事前に参加してもらいたい企業の希望を出してもらい、なるべくその希望に沿った企業を招致するように努めています。そして、参加企業からは、実際に考えている今後のビジョン等も含めて、課題に思っていること

を事前に挙げていただき、生徒たちはそれを基にあらかじめ考え、当日のシンポジウム等を通して更に考えを深めていく、といった形式です。

(林委員)

例えば、大分県内にはありませんが、他県には「地方創生」関係の学部が設置されていて、その学生さんは結構面白い取組をしています。そういった学部で学んだ学生さんは、地元に戻って就職したいという希望を持っている方が結構多いのですが、そういった学生さん方の受け皿はありますか。

(久保田高校教育課長)

本フォーラムにおいては、「どの学部に進めばどの企業に就職できる」ということではなくて、どの学部で学んだとしても、一つの企業体にもいろいろな部門や課題があって、その課題等に対していろいろな方面から貢献ができるということを知ってもらうことも目的の一つとしていますので、そこをしっかりと学校の先生方にも一緒になって考えてもらい、各学校でのキャリア教育を進める際に参考にしてもらいたいと考えています。

(工藤教育長)

ほかにございませつか。

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますか、その前に、公開でそのほか何かございませつか。

(工藤教育長)

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課長及び傍聴人は退出してください。

【議案】

第1号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕在室)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「教職員の懲戒処分について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のあ

る方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

ほかにごいませんか。

それでは第1号議案の承認について、お諮りいたします。承認をされる委員は
挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、原案のとおり承認といたします。

(工藤教育長)

最後にそのほか何かございますか。

ないようですので、これで令和元年度 第9回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。